

一関地区広域行政組合大東清掃センター公害防止対策協議会規程

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合告示第6号

改正 平成20年5月30日 告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、公害防止協定書第14条第2項の規定に基づき、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）の大東清掃センター公害防止対策協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公害防止協定書第11条第1項に規定する措置の協議に関すること。
- (2) その他公害防止協定の運用のため、必要があると認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 大東清掃センター周辺自治会長及び地域住民を代表する者
- (2) 一関市議会議員のうち、組合議会の議員となった者 2名
- (3) 一関市の支所のうち、大東支所及び千厩支所の衛生担当課長の職にある者

3 前項第1号の委員の任期は、2年とし、同項第2号の委員の任期は、一関市議会議員としての任期による。ただし、同項第1号の委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に招集することができる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者からの意見の聴取)

第6条 協議会は、所掌事項について協議する場合において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大東清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、解散前の東磐環境組合大東清掃センター公害防止対策協議会規程（平成11年東磐環境組合告示6号）の規定に基づき委嘱を受けている委員は、この告示の相当規定により委嘱しているものとみなし、その委員の任期は通算する。

附 則（平成20年5月30日告示第4号）

この告示は、平成20年7月1日から施行する。